

東京医療保健大学東が丘看護学部FD委員会規程

(設置)

第1条 東が丘看護学部の教員の資質の維持向上を図るため、東が丘看護学部FD委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・研究力の維持向上を図る。さらに、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高めることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 東が丘看護学部教授会において任命する教員
- (2) 東が丘事務部長
- (3) 学部長は必要に応じ出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 授業内容・方法の改善。
- (2) 研究推進体制の整備。
- (3) 各種研修会、研究会の実施。
- (4) 外部研究費の導入の推進。
- (5) 職員研修会等の実施。
- (6) その他FDに関すること。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は令和2年4月1日から施行する。